

京都市告示第 4 1 7号

児童福祉法第 2 4 条の 3 2 第 2 項の規定により、指定障害児相談支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2 年 1 1 月 1 6 日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
合同会社 H a r u k a .	障害児相談支援事業	相談支援室 るりいろマミー 2670900428	京都市伏見区深草下 川原町 10-1 シャル マン鴨川 103 号室	令和 2 年 11 月 15 日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)